

取組1 「地域交通の手引き」の見直しに伴う支援内容の充実について

- ・運行の継続性向上に向けた車両更新費等とともに、多様な主体との連携による地域の輸送資源の活用の際に、安心して継続的に利用できる環境整備について資金的支援を実施します。
- ・地元協議会の運営を活性化するため、地元協議会がより活動しやすい環境づくりのための地域の活動に関する費用について資金的支援を実施します。

資金的支援の一覧 (網掛け：新設・拡充箇所)

段階	補助対象経費	補助上限額		対象とする運行手法 ^{※1}				備考		
		現行	新設・拡充後	乗合型	乗用	施設送迎	ボランティア ^{※2}			
①導入に向けた検討を行うとき	トライアル制度に係る費用	—	原則 150 万円/回	○	○	○	○	期間は2～3か月程度を想定		
	運行実験に係る費用	運行経費の赤字額	運行経費の赤字額	○	—	—	—			
②本格運行をはじめるとき	初期車両購入費及び改造費	—	原則 600 万円/台	○ 2台まで	×	×	○ 1台のみ 300万円まで	ワゴン車購入を想定(運行実験等よりワゴン車両を上回る需要が確認できる場合には、需要に応じた車両も認める)し、乗合型については法令上必要とされる予備車含め2台まで対象		
	車両リース料	—	60 万円/地区	×	×	×	○	運行開始から1年間を対象に、原則リースにより継続性を判断		
	停留所購入費	10 万円/1基	10 万円/1基	○	×	×	×			
	既存交通の活用に資する仕組みづくりに係る費用	—	100 万円/地区	○	○	×	×	既存の路線バスの停留所新設・移設費、タクシーを活用した乗降場整備費やタクシー配車端末の購入・設置に係る初期費用等		
本格運行を行っているとき	③高齢者等が利用しやすい環境づくり	高齢者等割引事業補助	高齢者等1乗車当たり100円補助	○	×	—	—			
	④安心して継続的に利用できる環境づくり	車両更新費	600万円 (乗合型のみ)	原則 600 万円/台	○	×	×	○ 300万円まで	ワゴン車購入を想定(運行実績等よりワゴン車両を上回る需要が確認できる場合には、需要に応じた車両も認める)車両は10年間使用(本務車5年間、予備車5年間使用)を想定	
		運行の安全に関する費用	車検に係る法定費用及び自動車税	—	20 万円/地区	○	×	×	○	法定費用は、自賠責保険、自動車重量税及び印紙代
			任意自動車保険料	—	40 万円/地区	○	×	○ ^{※2} 20万円まで	○ 20万円まで	保険内容は道路運送法に基づく国土交通大臣の告示を満たすものとする。
	安全設備費	—	10 万円/台	○	×	○ ^{※2}	○	ドライブレコーダーや踏み間違い防止装置等		
⑤協議会の活動活性化	地域の活動に関する費用	—	10 万円/地区	○	○	○	○	利用促進に係るチラシの印刷費やイベント開催費等		

※1「乗合型」「乗用」とは、道路運送法に規定される「一般乗合旅客自動車運送事業」、「一般乗用旅客自動車運送事業」において旅客を輸送する事業をいう。

「施設送迎」とは、商業施設等が「乗合型」「乗用」以外の手法により無償で地域住民をはじめとする旅客を輸送する事業をいう。「ボランティア運送」とは、地域の輸送手段確保の確保を目的に、無償で地域住民をはじめとする旅客を輸送する事業をいう。

※2施設送迎に対する補助は、本市のコミュニティ交通としての運行分のみを対象とする。

取組2 ICT等新技术・新制度を活用した新たな取組への支援について

- ・ICT等新技术・新制度を活用した取組を行うにあたり、本市と民間事業者等との連携をより一層進めるため、ICTを活用したオンデマンド運行など民間事業者等が行う新たなモビリティサービスに関する実証事業を後押しする支援制度を創設します。

段階	補助対象経費	補助上限額		対象とする運行手法	備考
		現行	新設		
実証事業を行うとき	ICT等新技术・新制度を活用した実証事業に係る費用	—	原則 200 万円	「乗合型」「乗用」を中心に幅広くコミュニティ交通の充実に向けた取組を対象	実証事業の実施に係る停留所設置、地元住民への周知・啓発、アプリ等の改良費、運行経費などに資する経費等